

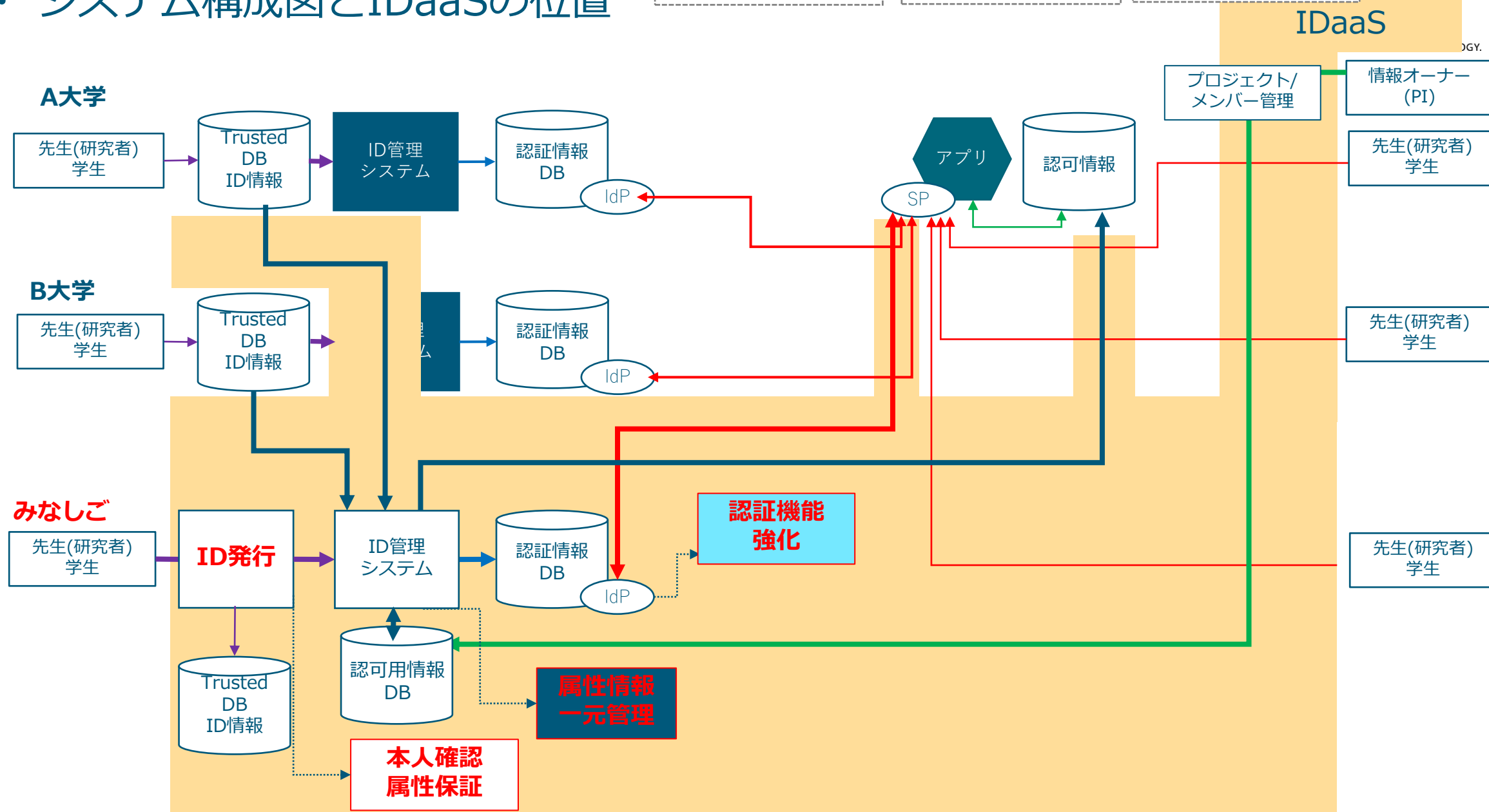
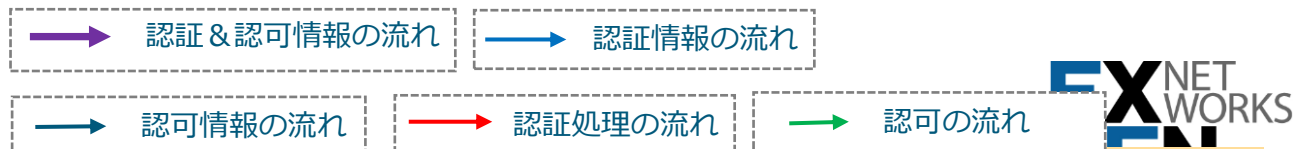
IDaaS屋から新学認に対する要望

エクスジェン・ネットワークス株式会社 2021年7月

USE INNOVATIVE TECHNOLOGY.

1. 新認証基盤システム

・ システム構成図とIDaaSの位置

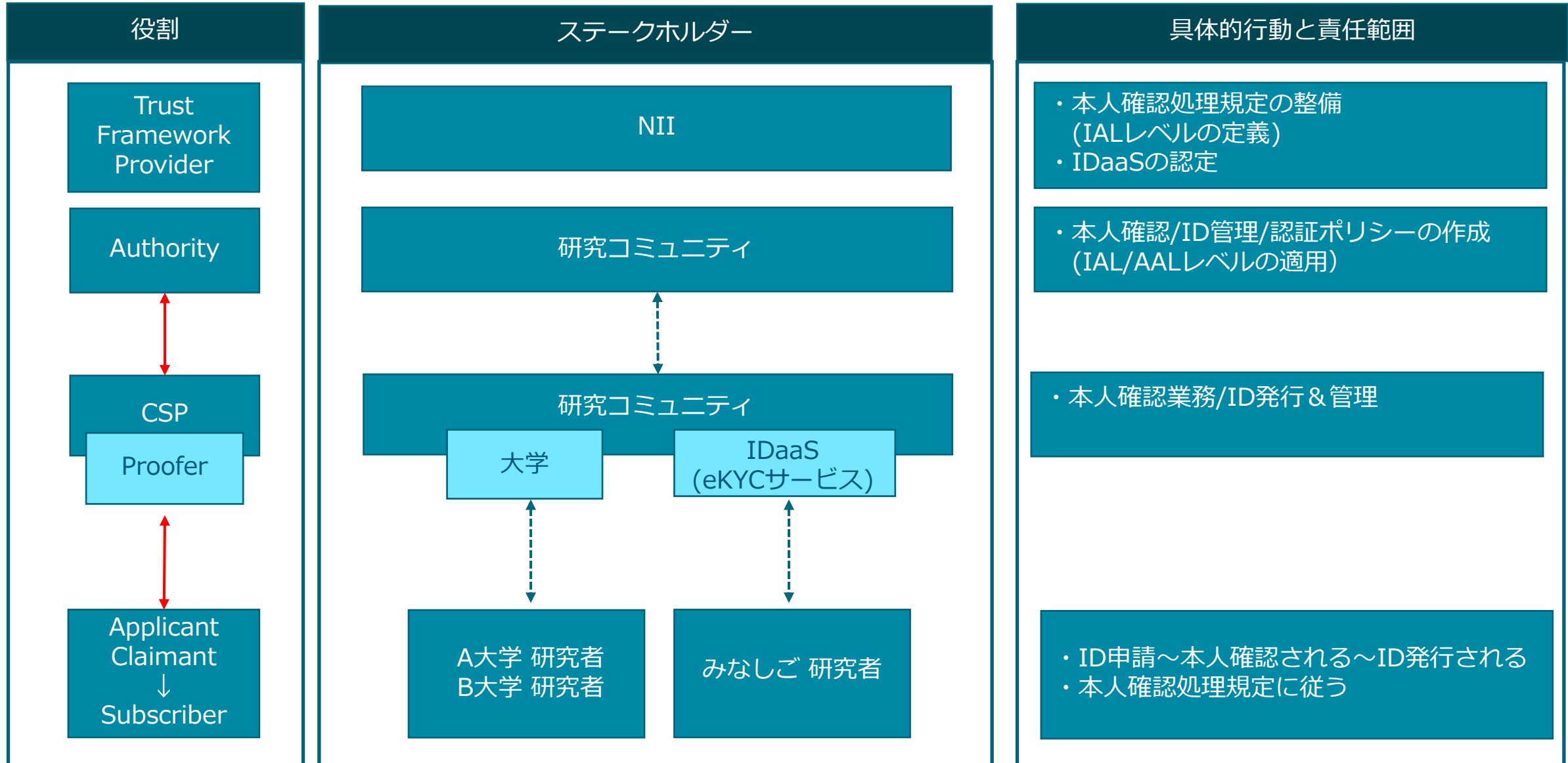


2. IDaaS屋から新学認(トラストフレームワークプロバイダー)に対する要望

- ① 本人確認における、ステークホルダーと役割の明確化
- ② 本人確認処理規定の定義
- ③ IDaaSの認定

2. IDaaS屋から新学認(トラストフレームワークプロバイダー)に対する要望

(1) 本人確認における、ステークホルダーと役割の明確化



2. IDaaS屋から新学認(トラストフレームワークプロバイダー)に対する要望



USE INNOVATIVE TECHNOLOGY.

(2) 本人確認処理規定の整備

① 本人確認処理の内容についての定義する

- ・「実在性確認」共同研究サービスを利用するユーザーが、実在する存在であることを確認する。
- ・「属性確認」共同研究サービスを利用するユーザーが、ID発行要求を行うときに申告した組織に在籍していることを確認する。(所属と本人の紐づけ(どこに所属する誰)の保証)
- ・ Trusted DBに対する本人確認処理を明記する。
 - ・ Trusted DB=組織のID(属性)情報が、常に正しく、最新の状態に保たれているDB。
 - ・ Trusted DBに対する、本人確認処理の規定が必要。
 - ・ Trusted DBと認証DBの直結性の規定が必要

② レベル定義が必要

- ・「実在性確認」 NIST SP800-63AのIAL 2レベルを参考とする。
- ・「属性確認」 NIST SP800-63AのIALでは定義されていない。

③ AALレベルとの連携

2. IDaaS屋から新学認(トラストフレームワークプロバイダー)に対する要望

(3) IDaaSの認定

① みなしごID

共同研究基盤を利用するための認証連携を実施できない組織の研究者のID情報。

② IDaaSの役割

- ・ みなしごIDの認証を行うためのIdPを設置する。
- ・ IDを発行するときに本人確認/属性保証を行う。
- ・ 実在性の確認については、本人確認サービス(eKYCサービス)を利用する。

③ IDaaSがみなしごIDを管理するため、Trusted DBを運用管理することになる。

~このIDaaSに対して、Trusted Third Party(Trust Framework Provider?)である学認等の認定が必要。